

行政文書任意開示申出書について	
申 出 書 名	行政文書任意開示申出書
申 出 書 の サ イ ズ	A4サイズ（A4サイズで印刷してください。）
申出書ダウンロード	行政文書任意開示申出書 及び 委任状（代理人の場合）・・・ご利用に際して
記載方法ダウンロード	行政文書任意開示申出書記載方法
記 載 要 領	<p>申出書は、記載方法を参考に①から⑤のところにご記入ください。</p> <p>①任意開示の申出先は豊中市伊丹市クリーンランドと記入してください。</p> <p>②回答や問合せなどの際に必要ですので、申出者の氏名、住所を正しく記入してください。</p> <p>③連絡を行う場合に必要となりますので、連絡先を記入してください。連絡する人が上記②の氏名と異なる場合は、その人の氏名も記入してください。</p> <p>④申し出する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称又は内容を具体的に記入してください。請求の際は、原則として行政文書の件名ごとに任意開示申出書の提出が必要ですので、申し出する行政文書の件名が特定できない場合は、受付窓口にお問合せください。</p> <p>⑤該当する開示方法の口をチェックしてください。</p> <p>⑥処理欄には、何も記入しないでください。</p>
手 数 料	無料です。ただし、写し等の交付を受ける場合は、その作成及び送付に要する費用が必要です。
受 付	郵送又は E メール（件名に必ず【任意開示】を記入してください。）での受付を実施しています。
受 付 窓 口	豊中市伊丹市クリーンランド6階 総務課

【行政文書任意開示申出書の記載方法】

申出書は、記載方法を参考に①から⑤のところにご記入ください。

- ①任意開示の申出先は豊中市伊丹市クリーンランドと記入してください。
- ②回答や問合せなどの際に必要ですので、申出者の氏名、住所を正しく記入してください。
- ③連絡を行う場合に必要となりますので、連絡先を記入してください。連絡する人が上記②の氏名と異なる場合は、その人の氏名も記入してください。
- ④申し出する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称又は内容を具体的に記入してください。請求の際は、原則として行政文書の件名ごとに任意開示申出書の提出が必要ですので、申し出する行政文書の件名が特定できない場合は、受付窓口にお問合せください。
- ⑤該当する開示方法の口をチェックしてください。
- ⑥処理欄には、何も記入しないでください。

【お問合せ先】 〒561-0806 豊中市原田西町2番1号

豊中市伊丹市クリーンランド 総務課

電話 06-6841-5395

Eメール clean.soumu@toyotami-cleanland.jp